

第 1 2 号議案参考資料

議 案 名

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 低炭素建築物新築等計画の認定について、新たな認定基準が追加されたことに伴い手数料の額を定めるとともに、区分の見直しに伴い手数料の額の改定及び字句の整理を行う。 (別表第 5 5 項関係)
- (2) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定について、新たな認定基準が追加されたことに伴い手数料の額を定めるとともに、区分の見直しに伴い手数料の額の改定及び字句の整理を行う。 (別表第 5 6 項関係)
- (3) (1)の改正に伴い、字句の整理を行う。 (別表第 5 7 項関係)
- (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定について、新たな認定基準が追加されたことに伴い手数料の額を定めるとともに、字句の整理を行う。 (別表第 5 8 項関係)
- (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定について、新たな認定基準が追加されたことに伴い手数料の額を定めるとともに、字句の整理を行う。 (別表第 5 9 項関係)
- (6) 建築物エネルギー消費性能に係る認定について、認定基準が改正されたことに伴い、字句の整理を行う。 (別表第 6 0 項関係)

3 施行期日
公布の日